

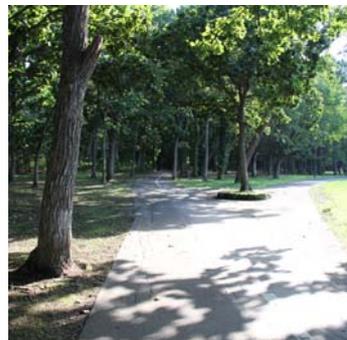
# 恵庭市緑の基本計画

平成 25 年版

## 概要版

恵庭市緑の基本計画のテーマ

水と緑ゆたかな  
“やすらぎのあるまち”



平成 25 年 3 月

恵庭市



# 目次

<b>緑の基本計画策定の目的</b> .....	<b>1</b>
目的	
課題	
計画のフレーム	
計画の目標設定	
<b>緑地の保全及び緑化の目標</b> .....	<b>2</b>
緑の将来像	
基本方針	
<b>緑地の配置及び都市緑化に関する計画</b> .....	<b>3</b>
4系統の緑地の配置計画	
生物多様性確保のための緑地の配置方針	
総合的な緑地の配置計画	
総合的な緑地の配置計画図	
<b>実現のための施策の方針</b> .....	<b>7</b>
施設緑地の整備目標と推進方針	
地域制緑地の指定目標と推進方針	
<b>施策の体系</b> .....	<b>8</b>

# ● 緑の基本計画策定の目的

## 目的

「緑の基本計画」は、本市における緑の確保、公園や緑地の整備に対応するため、長期的視点に立って将来確保すべき緑地の目標量を定め、緑地が持つさまざまな機能をふまえつつ、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの系統と「生物多様性確保」の観点からなる緑地の配置計画を策定し、その実現のための方針・施策を立案するものです。

また、公共公益施設及び民有地の緑化に関する方針を定めることにより、市民や各種団体・事業者・行政の連携と協働により総合的な緑化を計画的かつ効果的に推進する指針となるものです。



## 課題

本市では、環境保全、レクリエーション、防災、景観の機能を有する緑を、都市の基盤整備を進めるなかで公園を整備し、漁川や茂漁川などの河川空間に河川緑地を配置・整備してきました。

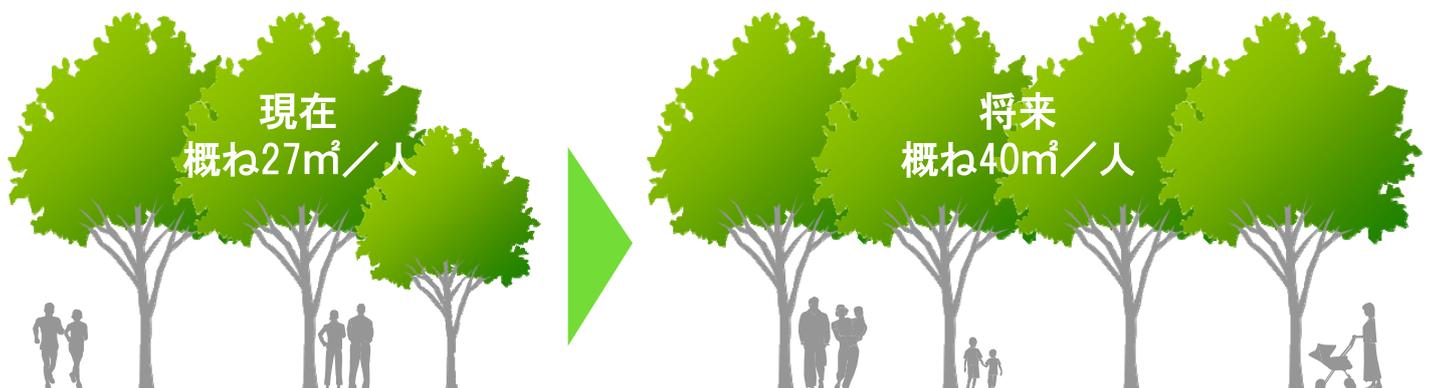
一方で、近年の地球温暖化に代表される自然環境の変化や、レクリエーションの多様化、阪神淡路大震災、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を契機とした災害への備え、美しい景観に対する意識の高まりなど、緑が持つさまざまな機能に対して期待と必要性が高まっています。

## 計画のフレーム

- 計画年次  
平成32年を目標とします。
- 計画対象区域  
恵庭市都市計画区域 16,420ha
- 都市計画区域内人口の見通し  
71,000人
- 市街化区域の規模  
1,850ha

## 計画の目標設定

- 計画の目標設定  
都市公園市民1人当たり面積の目標を概ね40m<sup>2</sup>とします。



# 緑地の保全及び緑化の目標

## 緑の将来像

本計画は、第4期恵庭市総合計画の目標である「水・緑・花 人がふれあう生活都市えにわ」の実現に向けた都市の緑全般に関する計画であり、緑に関わるまちづくりの方向性を総合計画と共有するものです。

恵庭市都市計画マスタープラン 23年版において設定された基本理念である「水・緑・花に溢れ、安全安心に暮らせるコンパクトな生活都市」を受け、「恵庭（恵まれた庭）」という地名にふさわしい、美しくやすらぎのあるまちを形成するため、本計画の将来像を『水と緑ゆたかな“やすらぎのあるまち”』と設定します。緑地の保全、公園緑地の整備、緑化の推進によって、市民すべてが緑や水辺、花などにふれあうことのできる水と緑のネットワークを形成していきます。



## 基本方針

緑の将来像の実現に向けて、具体的に計画を推進するため、「緑をまもろう」・「緑をふやそう」・「緑をそだてよう」の3つの観点から計画を推進することを基本方針とします。

### 緑をまもろう

現在ある緑を保全することは、緑化を進めていくうえでの基本となります。本市においては、豊かな自然環境を有する樹林地や防風保安林、河川空間のほか、市街地、農地に残されている緑を保全していくことが重要です。

そのため、これらの緑や新たに整備する緑について総合的な保全施策を展開することで緑を将来にわたって継承するとともに、自然と共生し、都市の低炭素化に資するまちづくりを推進します。

### 緑をふやそう

緑をふやすことは本計画の中核をなすものです。公園緑地の整備をはじめ、道路や学校などの公共施設空間の緑化、民有地空間の緑化を推進して緑をふやしていきます。

また、河川空間をはじめとする緑の帯は、拠点となる公園緑地などを結び人と自然の緑の回廊としての役割を担うとともに、災害時には防災機能を併せ持つ都市の重要な緑であることから、これら緑のネットワーク化を推進します。

これまでに整備されてきた既存公園などの施設については、快適で安全に利用することができるように維持していきます。

### 緑をそだてよう

本市においては、花と緑を媒体とした新旧住民の交流によるまちづくりの推進は、美しい街並みを育てていくうえで欠くことのできないものです。花や緑を維持し、交流や活動を継続していくとともに、地域ごとに特色ある緑化を推進する必要があります。

そのため今後も、市民や各種団体、事業者、行政の連携と協働により、花と緑の普及・啓発活動や緑化の組織づくりなどの施策を推進し、緑の量と質の向上に努めます。

# ● 緑地の配置及び都市緑化に関する計画 (1/3)

本市における緑の将来像の実現に向け、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統の観点に生物多様性確保のための観点を加え、緑地の配置方針及び都市緑化に関する計画方針を示します。

## 4系統の緑地の配置計画

### 環境保全系統

都市の骨格の形成、貴重な自然の保護、歴史文化の継承、快適な生活環境の形成を図りながら、市街地の特性に応じた緑地の配置を計画します。

### レクリエーション系統

身近なレクリエーション空間、全市的視点からのレクリエーション空間の確保をめざし、これらをそれぞれ特色ある施設として整備するとともに、レクリエーションネットワークを形成することにより魅力を向上し、利用を促進します。

### 防災系統

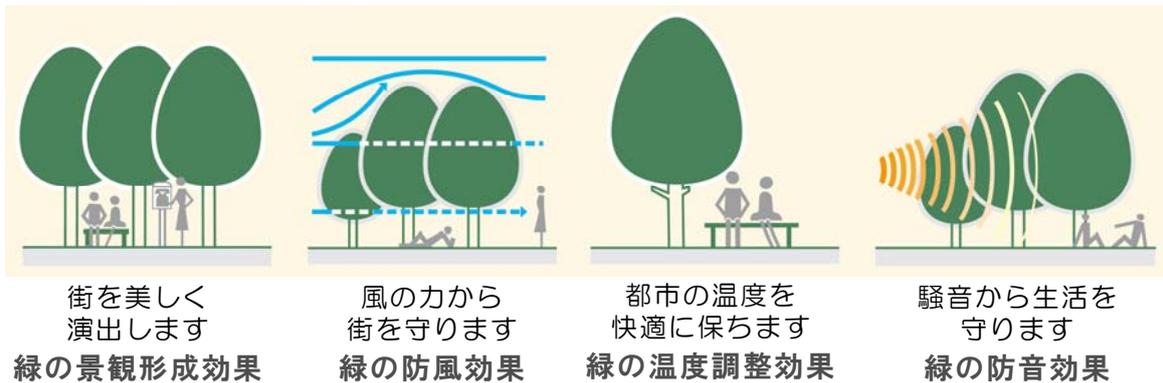
自然災害の防止、災害時における安全性の確保、都市災害の軽減、緩衝機能を有する緑地の配置を計画します。

### 景観構成系統

都市を代表する景観、地域を代表する景観、市街地の計画的緑化などを考慮し、緑地の配置を計画します。

## ● 緑の効果

緑は私たちの生活に必要な、いろいろな効果を持っています。



# ● 緑地の配置及び都市緑化に関する計画 (2/3)

## ● 生物多様性確保のための緑地の配置方針

生物多様性保全活動推進法（平成 23 年 10 月）を受けて都市緑地法運用指針が改正され、緑の基本計画の策定にあたっては、生物多様性の確保に配慮することになりました。

恵庭市ではこれまでも市街地内を流れる河川空間を都市の環境軸として位置づけ、水辺の生態系や景観の保全、動植物生息空間の維持と保全などに取り組んできており、これらの計画や取り組みを継承しながら、生物多様性確保のための緑地の配置方針を設定します。

## ● 生物多様性確保の目標

恵庭市内において、恵庭市が主催する「子ども塾」、市民団体や NPO などが実施している自然観察、河川管理者が主催している環境学習等の場においてもモニタリングできるよう、恵庭市民にとっては身近な存在でありながら、都市にあって貴重な生き物を「目標種」に設定します。

## ● エコロジカルネットワーク形成のための緑地の配置方針

市街地及びその周辺において、目標種の生息・生育地、分布域の拡大、移動空間となる緑地として、漁川などの河川空間、防風林、市街地背後の丘陵樹林地、恵庭公園や中島公園などの都市公園を位置づけます。

### ● 生物多様性確保の目標種

#### ● サケ及びサクラマス（ヤマメを含む）

- 漁川をはじめ、市街地で産卵が見られる魚類です。
- 漁川の「いざり」は、サケ・マスが産卵のために掘る穴を意味するアイヌ語「イチャニ」に由来しています。

#### ● エゾリス

- 恵庭公園や中島公園など、市民が日常的に利用する都市公園においても見られる小動物です。
- 恵庭公園の隣接地に都市計画道路恵南柏木通が整備された際には、恵庭公園を源流とするユカンボシ川の河川空間の連続性を考慮した小動物の橋「エコブリッジ」が整備されています。



写真提供：一般社団法人流域生態研究所  
妹尾優二氏

# 緑地の配置及び都市緑化に関する計画 (3/3)

## 総合的な緑地の配置計画

### 骨格的な緑地の配置計画

#### 骨格的な河川の軸

- 都市の骨格を形成している優れた自然である漁川、茂漁川、柏木川、ユカンボシ川、ルルマップ川、島松川を位置づけます。

#### 骨格となる緑の軸

- 市街地をとりまく防風保安林及び国道36号(恵庭バイパス)、恵南柏木通を位置づけます。

#### 緑の拠点

- ユカンボシ川の源流である恵庭公園、恵み野中央公園、漁川沿いの中島公園、恵庭ふるさと公園、柏木川沿いの市民交流の森、ルルマップ川と一体となったルルマップ自然公園ふれらんどを位置づけます。



漁川



紅葉の恵庭溪谷



緑のネットワーク



身近な公園の整備

### 貴重な自然の保護

- 漁川上流部の恵庭溪谷を中心とした広大な森林地帯は、自然性の高い緑地として保全します。
- 市内に分布する防風保安林や河畔林、市内を流れる河川、大規模な公園等は、市街地において生物多様性確保の目標として設定した目標種の生息・生育地として保全します。
- 恵庭公園、中島公園、恵庭ふるさと公園、あさひ公園、カリンバ自然公園、柏木川沿いなどの自然の面影を残す樹林地については、その保全と活用の両立をめざします。

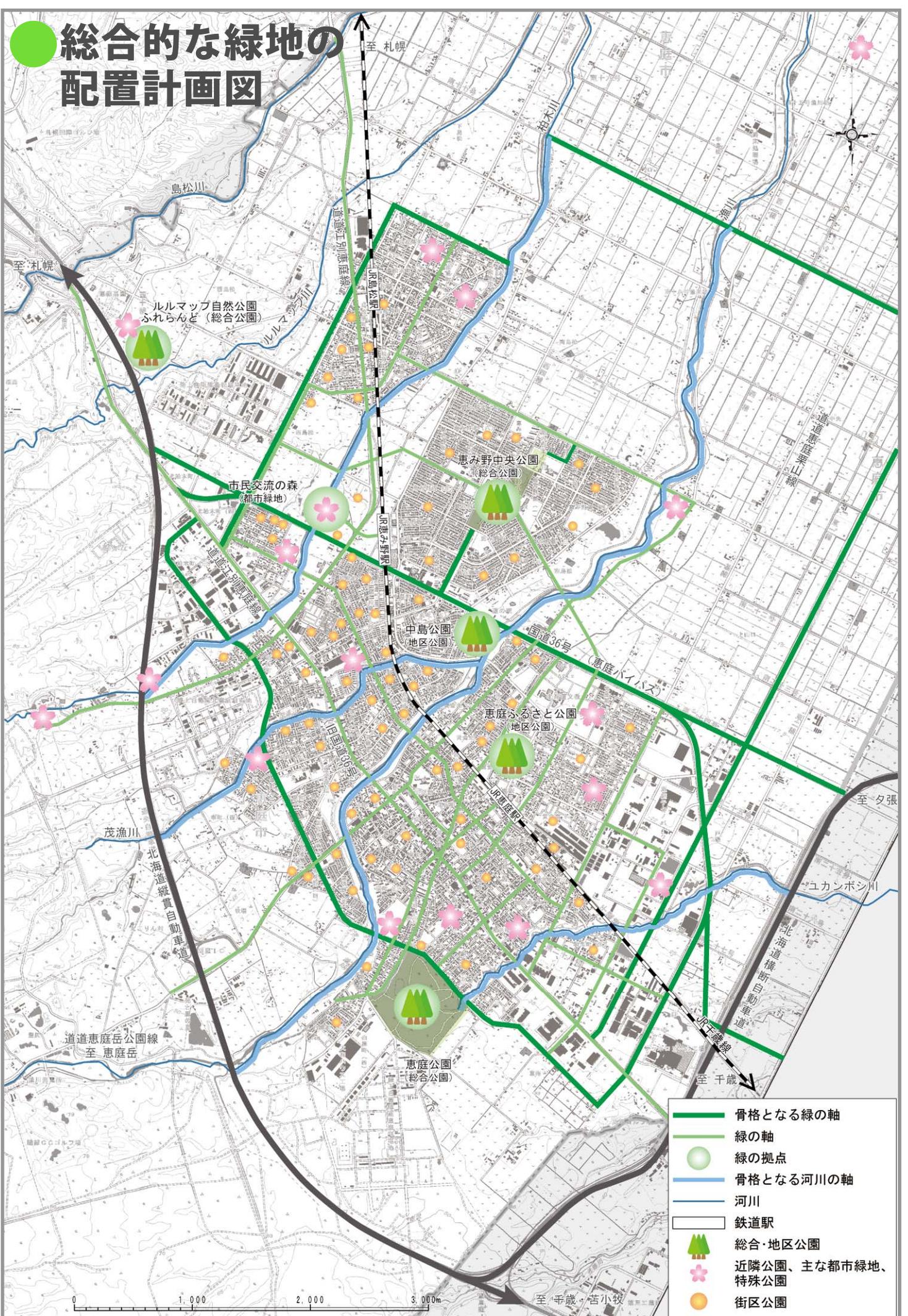
### 緑のネットワークの形成

- 「緑の拠点」を結びつけるため、「骨格となる河川の軸」・「骨格となる緑の軸」などの線的な緑を、緑のネットワークとして位置づけます。
- 自然と共生するまちづくりをめざし、エコロジカルネットワークの形成を図ります。

### 身近な緑地の保全と創出

- 市街地に残存する樹林地は積極的に保全するとともに、都市公園等の整備を促進し、身近なレクリエーション空間、防災拠点として緑地の確保に努めます。
- 新たに整備する公園や公共施設空間については、既存樹林地の保全・活用を図るなど、緑の確保に努めます。

# 総合的な緑地の配置計画図



-  骨格となる緑の軸
-  緑の軸
-  緑の拠点
-  骨格となる河川の軸
-  河川
-  鉄道駅
-  総合・地区公園
-  近隣公園、主な都市緑地、特殊公園
-  街区公園

# 実現のための施策の方針

## 施設緑地の整備目標と推進方針

### 都市公園

#### 整備目標

- 将来人口 71,000 人に対して、市民 1 人当たり概ね 40m<sup>2</sup>程度を目標とします。

#### 都市公園配置方針

- **街区公園**  
現在、85 箇所・22.01ha 整備されており、将来は、94 箇所・25.98ha とします。
- **近隣公園**  
現在、9 箇所・12.2ha 整備されており、将来は 11 箇所・16.2ha とします。
- **地区公園**  
中島公園、恵庭ふるさと公園の 2 箇所が整備されています。
- **総合公園**  
恵庭公園、恵み野中央公園、ルルマップ自然公園ふれらんの 3 箇所・84.6ha が整備されています。
- **特殊公園**  
現在、中恵庭公園、柏木地区レクリエーション施設、松鶴公園の 3 箇所・5.0ha が整備されています。  
墓所需要に対応するため、墓園 1 箇所・約 14ha を配置します。

#### ● 都市緑地

現在、39 箇所・50.66ha が整備されていますが、未整備箇所がある漁川河川緑地とユカンボシ川河川緑地の整備を推進します。  
将来は、43 箇所・163.56ha とします。

#### ● 緑道

現在、2 箇所・3.78ha が整備されていますが、今後も緑道や自転車歩行者道の配置を検討していきます。

### 公共施設緑地

- **都市公園に準じた機能を有する公共施設緑地**  
盤尻公園（市民スキー場）、えなみ公園（パークゴルフ場）、交通公園、惟宮碑を位置づけます。
- **その他**  
市庁舎や体育館、学校などの公共施設空間を公共施設緑地として位置づけます。

### 民間施設緑地

- **学校、スポーツ・レクリエーション施設等**  
都市環境に寄与している私立学校の空間、一般に開放されている工場緑地、パークゴルフ場、えこりん村などは、民間施設緑地として位置づけます。

## 地域制緑地の指定目標と指定方針

### 法によるもの

- **河川区域**  
現在指定されている河川区域を継続するとともに、北島地区遊水地区を追加します。
- **保安林区域**  
市内に帯状に分布し、エコロジカルネットワークの形成にも寄与する防風保安林は、自然環境学習などの場としての活用を検討します。
- **地域森林対象民有林**  
現在指定されている地域森林計画対象民有林を継続します。
- **農用地区域**  
現在指定されている農用地区域を継続します。

#### ● その他法によるもの

平成 17 年に国の史跡に指定されたカリンバ遺跡地区は、継続して保全するとともに、文化遺産の学習の場としての活用を検討します。

### 条例等によるもの

「北海道自然環境等保全条例」、「恵庭市水と緑のまちづくり推進条例」により保護地区や保全地域、保存樹木として指定することで、保全・保護を図ります。  
また、民間の緑地空間については、緑化協定等の手法により、将来にわたって保全すべきものを位置づけます。

# ● 施策の体系 (1/2)

計画の  
目標

水と緑ゆたかな  
“やすらぎのあるまち”

## 計画の基本方針

### 1 緑をまもろう

漁岳を源とする漁川と数々の支流で形成される恵庭溪谷周辺の森林地帯は、豊かな緑が広がり、野生生物の生息地となっています。これらの森林は市民の生活を支える貴重な財産であり、えにわ湖を中心とした水源涵養保安林は、恵庭市を含む4市2町の水道水源を支えています。

現在ある緑を保全することは、緑化を進めていくうえでの基本となります。本市においては、豊かな自然環境を有する樹林地や防風保安林、河川空間のほか、市街地、農地に残されている緑を保全していくことが重要です。

そのため、これらの緑や新たに整備する緑について総合的な保全施策を展開することにより緑を将来にわたって継承するとともに、自然と共生し、都市の低炭素化に資するまちづくりを推進します。

### 2 緑をふやそう

緑をふやすことは本計画の中核をなすものです。公園緑地の整備をはじめ、道路や学校などの公共施設空間の緑化、民有地空間の緑化を推進して緑をふやしていくほか、緑視効果を重視した緑の効果的な演出を検討します。

また、河川空間をはじめとする緑の帯は、拠点となる公園緑地などを結ぶ緑の回廊としての役割を担うとともに、災害時には避難路や延焼遮断帯などとしての役割を併せ持つ都市にとって重要な緑であることから、これら緑のネットワーク化を推進します。

これまでに整備されてきた公園などの施設については、快適で安全に利用することができるように維持していきます。

### 3 緑をそだてよう

恵み野をはじめ、計画的なまちづくりによって形成された新しい市街地が多い本市において、花と緑を媒体とした新旧住民の交流によるまちづくりの推進は、美しい街並みを育てていくうえで欠くことのできないものです。さらには、花や緑を維持し、交流や活動を継続していくとともに、地域ごとに特色ある緑化を推進する必要があります。

そのため今後も、市民や各種団体、事業者、行政の連携と協働により、花と緑の普及・啓発活動や緑化の組織づくりなどの施策を推進し、緑の量と質の向上に努めます。

# 施策の体系 (2/2)

## 施策の柱と実現方策

### 1 緑をまもろう

#### ● 柱その1：自然地の保全

- ① 緑の保全を前提とした適正な土地利用の形成をめざします。
- ② 身近な自然環境を有する市街地の緑は、適正な管理により維持・活用を図ります。
- ③ 公園緑地等の整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系への影響に配慮します。

#### ● 柱その2：樹木・樹林の保全

- ① 森林や水源の保全に加え、良好な自然植生や鳥獣の保護に努めます。
- ② 防風保安林や河畔林は、自然環境や景観に接することができる場として保全・活用します。
- ③ 樹林地やまとまった緑を守るため、あらゆる制度を活用して保全を図ります。

#### ● 柱その3：水辺と生態系の保全

- ① 市街地を一体となった水辺環境の保全、形成を図ります。
- ② 河川空間と隣接した緑をつなぎ、生物多様性の高いまちづくりを推進します。
- ③ 河川の改修・整備にあたっては「多自然かわづくり」をめざします。

#### ● 柱その4：農地の保全と交流

- ① 北海道の景観を代表する田園景観の保全・形成・維持を図ります。
- ② 景観の調和・統一を図り、豊かで美しい農村景観づくりを進めます。
- ③ 都市と農村の交流拠点を活用し、市民や来訪者に恵庭市の魅力を伝えていきます。

### 2 緑をふやそう

#### ● 柱その1：公園施設等の整備・維持

- ① 恵庭市における公園種別ごとの配置及び規模に基づき、適正に配置します。高齢社会への対応、既存施設のリニューアルを推進します。
- ② 施設整備や維持管理の充実、緑の保全と良好な都市環境の形成を図ります。
- ③ 河川敷地や市街地内の樹林は、活用に配慮しながら緑地の充実を図ります。
- ④ 特色のある公園整備を推進します。
- ⑤ 公園施設の長寿命化に向けて、調査・計画作成に取り組んでいきます。

#### ● 柱その2：緑のネットワークの形成

- ① 道路の特性に合わせた街路樹を選定し、道路緑化を推進します。エコロジカルネットワークの形成にも配慮し、植栽材料・形式、配植等を検討します。
- ② 安心して街なかを周遊することができる緑道・自転車歩行者道を形成します。
- ③ 駅前広場や拠点となる公園・緑地などは、緑のネットワークの結節点として整備します。

#### ● 柱その3：公共公益施設の緑化

- ① 公共公益施設はまちの緑化モデルとして緑化を推進します。
- ② 体験型の学校緑化により、緑化推進と自然保護意識を育みます。
- ③ 国や道の施設は、周辺環境に調和した緑化や景観形成を要請していきます。

#### ● 柱その4：民有地の緑化

- ① ガーデニングの普及、地区計画・協定制度の活用などにより、住宅地の緑化を推進します。
- ② 周辺地域の景観に配慮したうるおいのある工業地の緑化を推進します。
- ③ 彩りあふれる商業地の緑化を推進し、恵庭らしい魅力ある景観を形成します。
- ④ 良好な市街地景観の形成を図るため、緑化協定等の締結を推進します。

### 3 緑をそだてよう

#### ● 柱その1：市民の参加・協力

- ① 緑化機会をふやすとともに、取り組みやすい植樹方法を取り入れるよう努めます。
- ② 市民が気軽に参加できるような公園や緑地の維持管理体制構築に努めます。
- ③ 「水と緑と花のまちづくり推進基金」を継続し、その充実を図ります。
- ④ 「緑の募金」を活用し、市民が緑化活動に参加できるように努めます。

#### ● 柱その2：自然保護活動と環境教育の推進

- ① 観察会や体験学習会などの活動を支援・促進し、自然保護意識の普及啓発を図ります。
- ② 市民や各種団体、事業者、行政の連携による自然保護活動と環境教育の推進を図ります。
- ③ 市民による自主的な環境保全活動促進のため、環境ボランティアの育成を図ります。
- ④ パンフレットの発行、体験学習の機会と場を充実し、緑化活動の推進を図ります。
- ⑤ 市民の緑化知識と技術向上を図るため、各種緑化講習会を開催します。

#### ● 柱その3：緑の広報活動

- ① 緑の散策マップを発行し、市民や来訪者に提供できるようにしていきます。
- ② 身近な公園・緑地の自然環境を活かし、観察会を開催します。
- ③ 道と川の駅花ロードえにわを拠点として、市民や来訪者に対する緑のPRを継続していきます。

#### ● 柱その4：花のまちづくり

- ① 「花のまちづくりプラン」推進体制の強化を図ります。
- ② 「恵庭らしさ」をめざし、市民と行政の協働により、街に花と緑をふやしていきます。市の花スズランの普及・拡大を図ります。
- ③ 生産者と市民の交流を深め、花の供給システムを維持・発展させていきます。
- ④ 花のまちづくり推進拠点づくりに向けた検討を行います。
- ⑤ 花をテーマとした市民交流の活発化、花の情報発信を目的としてイベントを開催します。

# ● 恵庭市緑の基本計画

---

平成 25 年（2013 年）

編集・発行 恵庭市企画振興部まちづくり推進課

〒061-1498 恵庭市京町 1 番地

電話 0123-33-3131

FAX 0123-33-3137

E-mail

[machi@city.eniwa.hokkaido.jp](mailto:machi@city.eniwa.hokkaido.jp)